令和８年度救急業務のあり方に関する検討会（第２回）
議　事　次　第

日　時：令和８年 11 月 11 日（水）10 時 00 分 ～ 12 時 00 分
場　所：アビームコンサルティング株式会社 A-01 会議室

１．開　会

２．挨　拶

３．構　成　員　紹　介

４．議　事
（１）マイナ救急の全国展開に係る検討
（２）救急業務の体制に関する検討
（３）JRC 蘇生ガイドライン改訂に対する検討

５．閉　会

【配布資料】
・救急業務のあり方に関する検討会開催要綱
・令和８年度救急業務のあり方に関する検討会構成員名簿
・令和８年度救急業務のあり方に関する検討会（第２回）出席者名簿
・令和８年度救急業務のあり方に関する検討会　第２回資料
　資料１　　マイナ救急の全国展開に係る検討
　資料２－１　救急業務の体制に関する検討
　　（救急隊の救急救命士２名以上体制）
　資料２－２　救急業務の体制に関する検討
　　（指導救命士のあり方）
　資料３　　JRC 蘇生ガイドライン改訂に対する検討

救急業務のあり方に関する検討会開催要綱

（開　催）

第１条　消防庁救急企画室（以下「救急企画室」という。）は、「救急業務のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

（目　的）

第２条　今後も見込まれる救急需要の増大や救急業務のあり方全般について、必要な研究・検討を行い、救急業務を取り巻く諸課題へ対応することを目的とする。

（検討会）

第３条　検討会は、次項に掲げる構成員をもって構成する。

２　構成員は、各関係行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、消防庁長官が委嘱する。

３　検討会には、座長を置く。座長は、構成員の互選によって選出する。

４　座長は検討会を代表し、会務を総括する。

５　座長に事故のあるときは、座長が指定した構成員がその職務を代行する。

６　検討会には、構成員の代理者の出席を認める。

（検討会公開の原則）

第４条　検討会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

（部会）

第５条　座長は、必要に応じ検討会に部会を置くことができる。

２　部会の構成員（以下「部会構成員」という。）は、各関係行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。

３　部会には、部会長を置く。部会長は、部会構成員の互選によって選出する。

４　部会長は部会を代表し、会務を総括する。

５　部会長に事故のあるときは、部会長が指定した部会構成員がその職務を代行する。

６　部会には、部会構成員の代理者の出席を認める。

（部会公開の原則）

第６条　部会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、部会長が部会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

（ワーキンググループ）

第７条　座長は、必要に応じ検討会にワーキンググループ（以下「ＷＧ」という。）を置くことができる。

２　ＷＧの構成員（以下「ＷＧ構成員」という。）は、各関係行政機関の職員及び救

急業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。
３　ＷＧには、ＷＧ長を置く。ＷＧ長は、ＷＧ構成員のうちから、座長が指名する。
４　ＷＧには、ＷＧ構成員の代理者の出席を認める。

（構成員の任期）
第８条　検討会、部会及びＷＧの構成員の任期は、就任を承諾した日から当該日の属する翌年度の３月 31 日までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別に定めることができる。

（運　営）
第９条　検討会、部会及びＷＧの運営は、救急企画室が行う。

（部会及びＷＧの設置に関する特例）
第 10 条　消防庁長官は、座長が不在の場合において、第３条第３項の規定に基づき座長を選出するいとまがなく、かつ、直ちに検討を必要とする事項があると認めるときは、第５条第１項又は第７条第１項の規定にかかわらず、部会又はＷＧを置くことができる。
２　前項の部会又はＷＧの構成員は、第５条第２項又は第７条第２項の規定にかかわらず、各関係行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、消防庁長官が指名する。
３　第１項のＷＧのＷＧ長は、第７条第３項の規定にかかわらず、当該ＷＧの構成員のうちから、消防庁長官が指名する。

（委　任）
第 11 条　この要綱に定めるもののほか、検討会、部会及びＷＧの運営に関する必要事項は、座長が定める。
２　前項の規定にかかわらず、座長が不在の間は、前条の規定により設置した部会又はＷＧの運営に関する必要事項は、消防庁長官が定める。

附　則
この要綱は、令和７年５月 13 日から施行する。

令和８年度救急業務のあり方に関する検討会構成員名簿

（五十音順）

秋　元　奈穂子	（立教大学法学部准教授）
浅　利　　靖	（学校法人　北里研究所理事長）
有　賀　　徹	（独立行政法人 労働者健康安全機構顧問）
小笠原　　隆	（高知県危機管理部消防政策課長）
織　田　　順	（大阪大学大学院医学系研究科救急医学教授）
小　中　俊太郎	（公益社団法人 日本医師会常任理事）
坂　本　哲　也	（公立昭和病院院長）
嵯　峨　絵美子	（高槻市消防本部救急課長）
塩　谷　壮　史	（大阪市消防局救急需要対策担当部長）
嶋　津　岳　士	（地方独立行政法人 大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター総長）
鈴　木　順　子	（神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課長）
瀧　山　　忍	（札幌市消防局警防部救急担当部長）
田　邉　晴　山	（救急救命東京研修所教授）
土　井　研　人	（東京大学大学院医学系研究科救急・集中治療医学教授）
永　野　義　武	（東京消防庁救急部長）
野　村　さちい	（一般社団法人 「つながる　ひろがる　子どもの救急」代表理事）
間　藤　　卓	（自治医科大学救急医学講座教授）
山　口　芳　裕	（国際医療福祉大学特任教授）
横　田　順一朗	（地方独立行政法人 堺市立病院機構顧問）
横　田　裕　行	（一般財団法人　日本救急医療財団理事長）

（オブザーバー）

中　谷　祐貴子	（厚生労働省医政局地域医療計画課長）